

H S E株式会社「(仮称) 小軽米風力発電事業 環境影響評価方法書」に
対する勧告について

令和6年7月24日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「(仮称) 小軽米風力発電事業 環境影響評価方法書」について、H S E株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。
また、併せて同条第3項の規定に基づき、岩手県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要
場 所： 岩手県九戸郡軽米町、洋野町、久慈市
原動力の種類： 風力（陸上）
出 力： 最大90,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和6年 2月 8日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和6年 4月 10日
岩 手 県 知 事 意 見 受 理	令和6年 7月 8日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和6年 7月 24日

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、山崎
電話03-3501-1742（直通）

H S E 株式会社「(仮称) 小軽米風力発電事業 環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 風力発電機の配置を検討するに当たっては、工事の規模や施工範囲を考慮した配置となるよう留意すること。
2. 対象事業実施区域及びその周辺は、他の事業者が計画している風力発電事業が複数存在し、累積的な環境影響が懸念されることから、他の事業者との調整及び情報収集に努め、累積的な環境影響について、適切に調査、予測及び評価を実施すること。
3. 本事業の対象事業実施区域及びその周辺には、岩手県自然環境保全指針による保全区分がBランクに位置付けられる地区が含まれることから、専門家の助言を受けて、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を行い、その結果に基づき予測及び評価を実施すること。
4. 水質の調査に当たっては、拡幅する可能性のある道路下流側にある戸呂町地区の水源に留意した上で、適切な調査地点を設定すること。
5. 対象事業実施区域及びその周辺に地すべり及び斜面崩壊の誘発並びに土砂及び濁水の流出が発生しやすい地形が存在していることから、局所集中的な降雨の傾向も踏まえ、水質の十分な調査、予測及び評価を実施すること。
6. 魚類及び底生生物の調査に当たっては、対象となる種の特性等を踏まえ、適切な調査地点及び時期を設定すること。
7. いわてレッドデータブックに掲載されているカワネズミについては、対象事業実施区域及びその周辺に生息の可能性があることから、その生息域の把握に当たっては、最新の知見に基づき、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
8. 対象事業実施区域及びその周辺には、日常生活の場からの景観の変化が想定さ

れることから、住民へのヒアリングを行い、専門家の意見を聴きながら、適切に調査地点を追加し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(岩手県知事からの意見書の写しを添付)